

(別紙)

< 報告第 15 号資料 >

新市における組織・機構の整備方針

新市の組織・機構の整備方針は、第 1 回合併協議会（平成 16 年 9 月 24 日）において決定された調整方針（ ）を踏まえ、次のとおり定めるものとする。

(整備方針)

1 . 基本的事項

- (1) 新市における組織・機構は、関係市町村において行われてきた各般にわたる業務をより円滑かつ効率的に進めるため、本庁については市全体の組織・機構が十分に機能することを基本に、管理部門等をはじめ各行政分野の統合・整備を進めるものとする。支所については、各関係町村地区における住民要望に応え得る地域整備や住民へのサービスの低下等を来さないための統合・整備を進める。
- (2) 各種の行政手続きや住民ニーズ等に的確に対応するための業務執行体制の確立を基本に、本庁及び支所いずれにおいても住民に分かりやすく利用しやすい組織とし、特に住民に関係が深い窓口業務をはじめとした各部署を充実した組織・機構とする。
- (3) 行政区域の拡大に対応しうる相談、支援業務など住民に身近な組織・機構の充実を図り、住民の声を行政に的確に反映できる組織・機構とする。
- (4) 合併関係市町村の処理業務が円滑かつ速やかに新市に移行しうる組織・機構とするとともに、行政機能の継続性に配慮した組織・機構とする。
- (5) 総務、企画、財政などの管理部門では、一層の効率化を図り、市民、保健福祉、経済、建設・水道、教育の各部門においては業務機能を充実した組織体制とする。

()調整方針:新市の事務所の位置に関すること(平成15年11月26日:任意合併協議会)

・新市の事務所の位置は、現在の渋川市役所とし、他の5町村の役場庁舎は支所とする。

調整方針:組織・機構に関すること(平成15年12月25日:任意合併協議会)

・新市の組織は、住民サービスが低下しないように充分配慮する。

・住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構とする。

・住民の声が適正に反映できる組織・機構とする。

・新市の組織・機構については、今後、定める「新市における組織・機構の整備方針」に基づいて整備する。

平成16年9月24日法定合併協議会決定(任意合併協議会決定事項継承)

2 . 整備・統合にあたっての具体的な考え方

組織・機構の具体的な統合・整備については、基本的事項を踏まえ次のとおりとする。

(1) 簡素で効率的な組織・機構

本庁と支所との連携を基本にして、処理事務の明確化を図り、業務の一元化に努める。

また、効率的かつ計画的な業務執行を進めるため、現在の各庁舎施設・機能を有効かつ効果的に活用した組織・機構の統合・整備を行う。

なお、新市においては常にその組織・機構を見直し、更なる効率化に努め規模の適正化を図る。

(2) 指揮命令系統が簡素で明確な組織・機構

本庁の各部には部長を置き、支所には部長級の支所長を置くものとし、部長（支所長）及び課長等（職制等については、別に整理するものとする。）との責任と権限を明確にする。

また、支所では、本庁と支所の機能を明確にし、地域の総合的な事務所とする。

(3) 支所の機能について

支所については名称を総合支所とし、窓口業務部門をはじめとして生活基盤部門など地域に密着した業務の充実を図る。さらに支所と本庁との連携・協力により、一層の住民サービスの向上を図る。

また、地域住民の生涯学習などの拠点としての整備を行い、地域の総合行政サービス機関とする。

3 . 本庁及び支所の組織・機構

本庁については、合併前の渋川市の組織・機構を基本に、必要に応じて新たに部及び課等を設置する。

支所については、各地域に共通する行政事務機能を整備することを基本に、地域の特性を考慮した組織・機構とする。

なお、本庁及び支所間の業務機能等についての振り分け、関係についての具体的な考え方は次による。

(1) 業務機能等の振り分け、関係についての考え方

本庁においては、財政、企画、秘書、広報、人事、情報管理などのいわゆる管理業務及び、建設、環境、健康・福祉、教育、産業振興などに関する全市にわたり、かつ統一的去る必要のある業務（以下「管理業務等」という。）を行う。

支所においては、本庁で行う管理業務等以外で、当該地域の総合行政サービスの提供に必要な業務を行う。具体的な主な業務は【表1 新市における各総合支所の業務について】(P.7)による。

(2) 本庁の組織・機構

本庁の市長部局には、総務部、企画部、市民部、保健福祉部、経済部、建設部、水道部の7部を置き、教育委員会事務局には、教育部を置く。

【図1 本庁の組織・機構図】(P.8)

各部には、課を置くものとする。課には、グループ制を導入する。

(課等の再編・新設) ...新設する課の名称はいずれも仮称

総務部行政課を「行政課」及び「職員課」に再編

一般職員の人事、給与調整等の事務が増大すること、また、定員管理、人材育成などを計画的に進める必要があることから、新に「職員課」を設置する。

総務部税政課を「税務課」及び「納税課」に再編

一元的な課税業務や不均一課税など賦課業務の複雑化による事務量の増大が見込まれることから「税務課」を設置する。また、厳しい財政状況なかで徴税体制の強化をはかる必要があるため「納税課」を設置する。

企画部に「地域調整課」を設置

統合、整理した事務事業の効率的な推進を図るために事務事業の進行管理などを行い、また、合併後に住民からの照会や要望など合併に伴って生じる様々な問題に、総合的に対応するため「地域調整課」を設置する。

市民部に「市民生活課」を設置

新市における地域組織（自治会、区長会）やコミュニティ活動などへ対応、また、安全、安心な都市づくり及び交通安全業務、男女共同参画の取り組みなどを積極的に推進していくため「市民生活課」を設置する。

経済部商工観光課を「商工振興課」及び「観光課」に再編

多様な観光資源の積極的な活用や統一的な温泉施設の運営管理など、観光業務の増大が見込まれることから「観光課」を設置する。

建設部建設課を「土木管理課」及び「建築住宅課」に再編

支所地域の土木関係業務の拡大などに効率的かつ迅速に対応するため、「土木管理課」を設置する。また、新に、建築確認や建築指導業務などに的確に対応するため「建築住宅課」を設置する。

教育委員会事務局教育部生涯学習課を「生涯学習課」、「文化財保護課」に再編

各地域の歴史、文化遺産を適正に保存・整備を行うとともに、効率的に業務執行するため「文化財保護課」を設置する。

(3) 支所の組織・機構

支所は、前記のとおり本庁の部に相当する組織とし、支所には課を置く。

【図2 支所の組織・機構図】(P.11)

課の組織及び事務分掌は、新市の業務執行を本庁と統一的に処理し得るものとし、本庁の各部に対応した組織とすることを基本とする。

【図3 本庁・支所の関係図】(P.13)

本庁と同様に、課にはグループ制を導入する。

また、地域において重点事業に対処する「室」等を設置する。

(課の設置) ・ ・ 課の名称はいずれも仮称

総務課

支所の庶務事務、予算、財産管理などの事務を担当する。

市民課

住民基本台帳、戸籍、国保及び自治組織などにかかる事務を担当する。

健康福祉課

健康管理、生活保護、老人、身障者（児）、母子福祉などにかかる事務を担当する。

経済建設課

農林、商工、観光行政振興などの地域経済の振興。道路、河川、上下水道施設などの維持管理等にかかる事務を担当する。

生涯学習課

地域の伝統、文化、社会教育、社会体育、人権教育、青少年の育成などの事務を担当する。

(4) 渋川総合病院の編入

渋川地区医療事務組合の解散に伴う渋川総合病院については、新市に編入する。

【表1】新市における各総合支所の業務について

支所については、窓口業務部門をはじめとして、地域の生活基盤部門などの充実をはかったものとします。

支所業務のうち、主なものは次のとおりです。

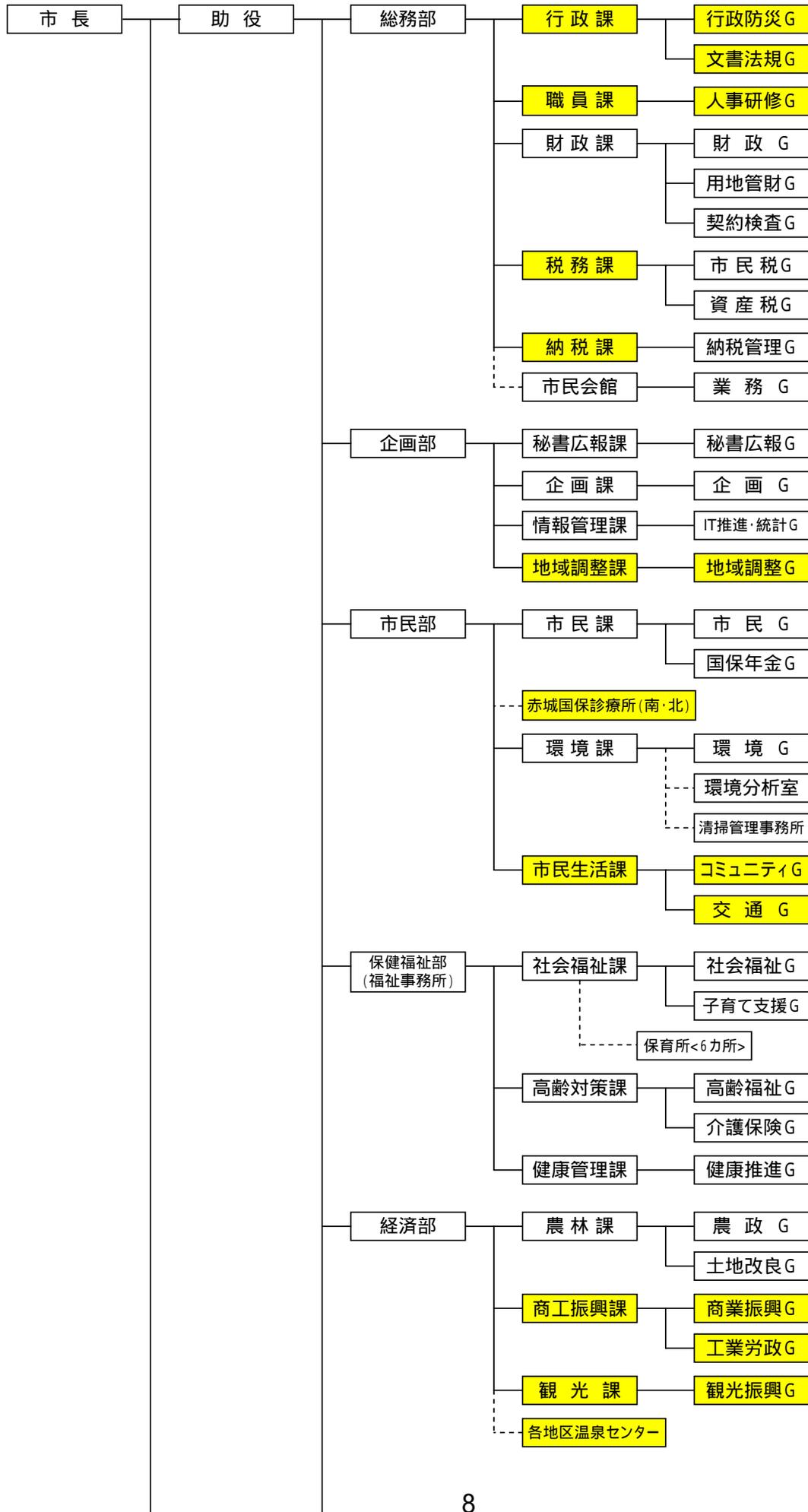
なお、保健事業と公民館事業については、地区保健センター・地区公民館等で行います。

(主なもの)

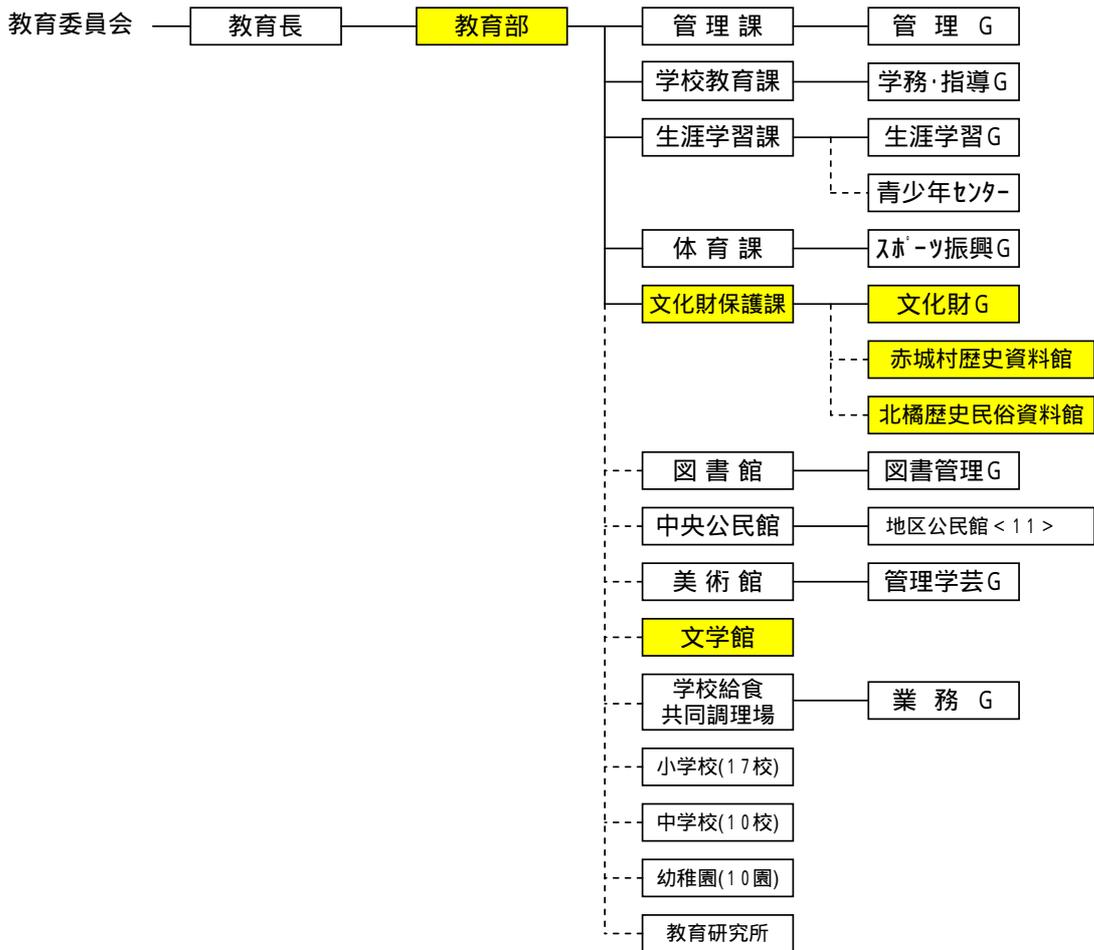
住民登録・戸籍	戸籍・住民異動関係の届出、住民票の写し等の交付 印鑑登録申請・印鑑証明の交付、外国人登録 火葬・改葬許可、学校転校手続等
国民健康保険・国民年金	国民健康保険(資格取得・喪失の届、被保険者証交付等) 国民年金(資格取得・喪失の届、保険料免除申請受付、年金手帳再交付申請受付等)
各種医療費・給付	出産育児一時金・葬祭費・療養費・高額療養費等の支給申請 受付、老人保健関係の届出申請受付、福祉医療関係の届出申 請受付、人間ドック助成申請受付等
税金	市県民税・軽自動車税(原付・小型特殊)の申告・届出申請 受付、軽自動車(原付・小型特殊)ナンバープレートの交付 ・返納、市税納入、納税相談、税証明の交付、固定資産課税 台帳等の閲覧、縦覧帳簿の縦覧、土地家屋異動に係る届出申 請受付等
環境清掃	苦情相談、ごみ減量化容器等助成金申請受付 資源ゴミ集団回収事業報奨金申請受付、ごみ袋の販売等
福祉	各種相談業務、児童手当・児童扶養手当申請受付、保育所入 所申請受付、高齢者在宅介護サービス申請受付、身障者手帳 ・療育手帳・精神障害者手帳の交付申請受付、障害者支援費 支給申請受付等
介護保険	要介護認定申請受付、居宅サービス計画作成依頼届 住宅改修・福祉用具費・高額サービス費申請受付 居宅サービス利用者負担助成申請受付、保険料納付相談等
産業振興	地区のまつりやイベントの実施、商工会・商店街団体対応 制度融資の相談、農林業の振興・支援等 農業委員会に関する事務(農地転用等許可申請受付・各種諸 証明の発行・農業者年金現況届の受付)等
土木	道路整備・修繕、公共物使用等申請受付、認定市道の照合(図 面の縦覧)、公共財産(道水路)との官民境界確認、道路占用 申請受付、都市計画地図の販売等
上下水道	水道の開始・中止等の受付、上下水道料金等の収納 口座振替申込受付、水洗便所改造資金貸付金申請受付等
地域活動支援・生涯学習	社会教育関係団体等の支援、生涯学習関連事業の実施等
その他総務事務	地域審議会の事務、地区自治会等との連絡調整 支所の予算・庁舎・公用車・公印等の管理、郵送・使送業務 窓口における公金収納・支払事務、交通安全の推進 交通災害共済見舞金の請求受付、消防団との連絡調整 各種相談・取り次ぎ事務等

業務内容については、今後の調整により変更となる場合があります。

【図1】 本庁の組織・機構図







議会 ————— 議会事務局 ————— 議事 G

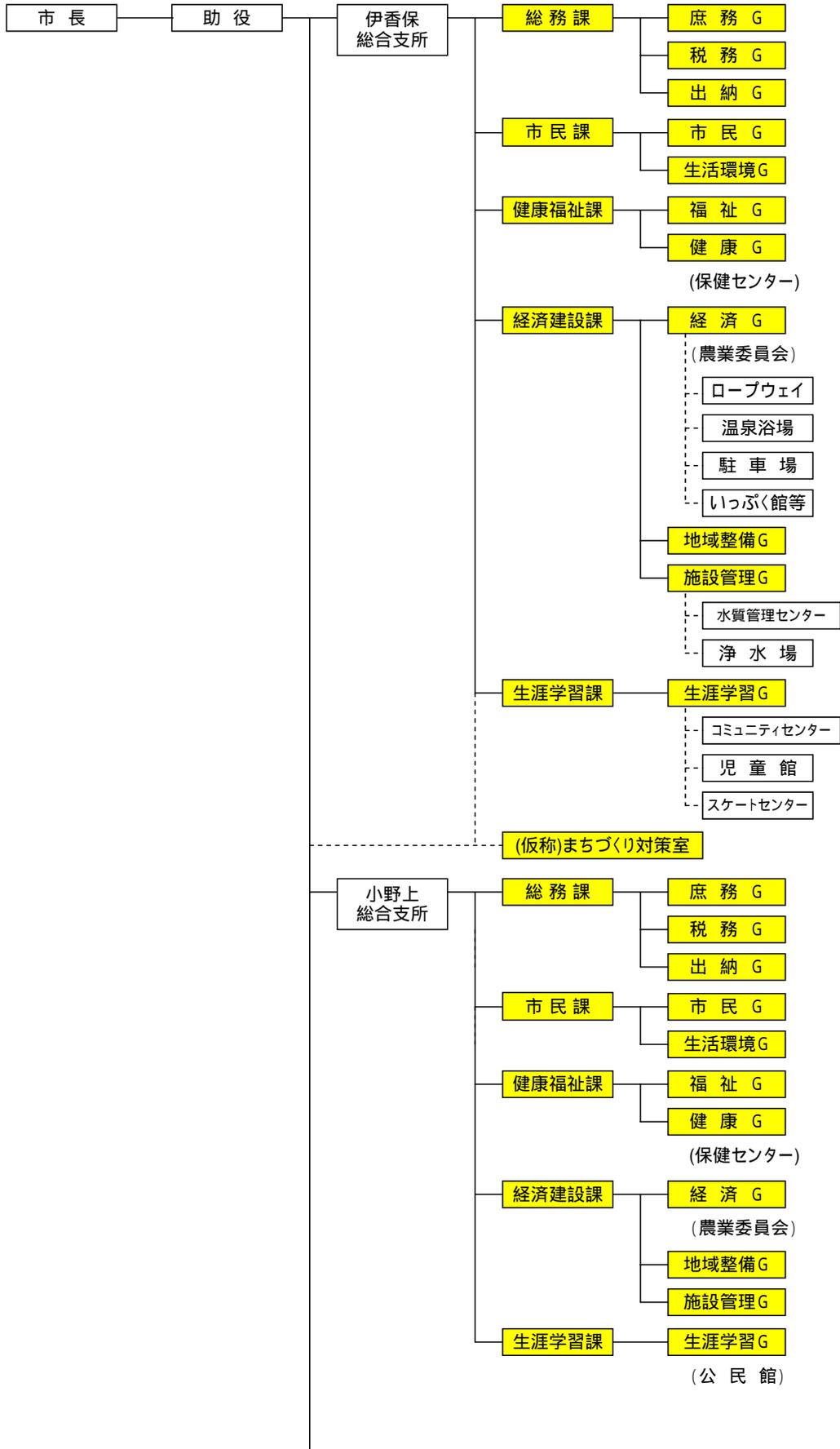
監査委員 ————— 事務局 ————— 監査 G

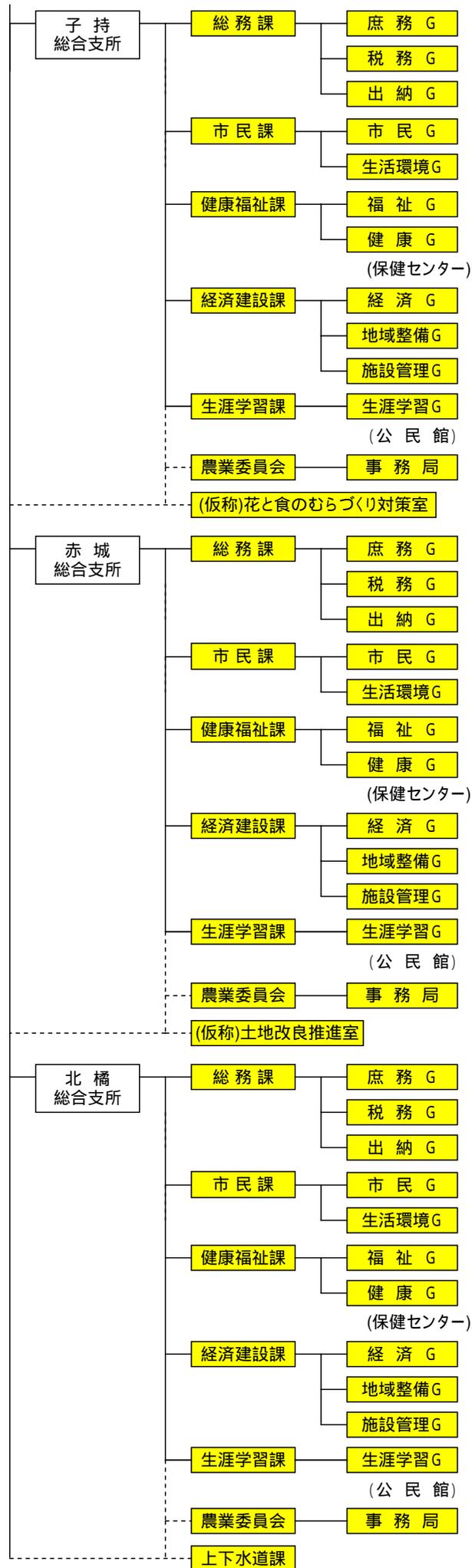
選挙管理委員会 ————— 事務局 ————— 選挙 G

農業委員会 ————— 事務局 ————— 農地農政 G

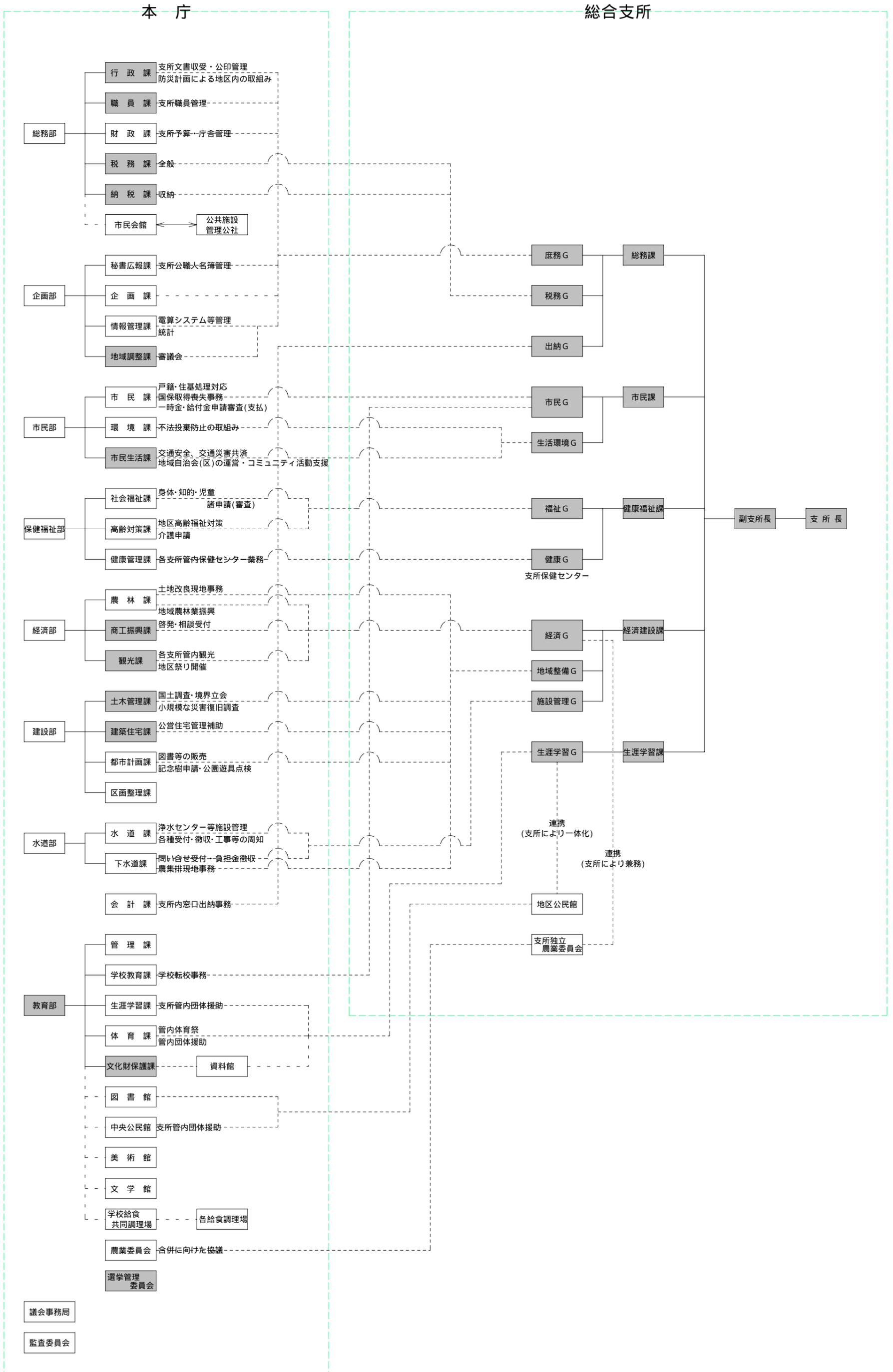
公平委員会
(事務局:行政課)
固定資産評価審査委員会
(事務局:行政課)

【図2】支所の組織・機構図

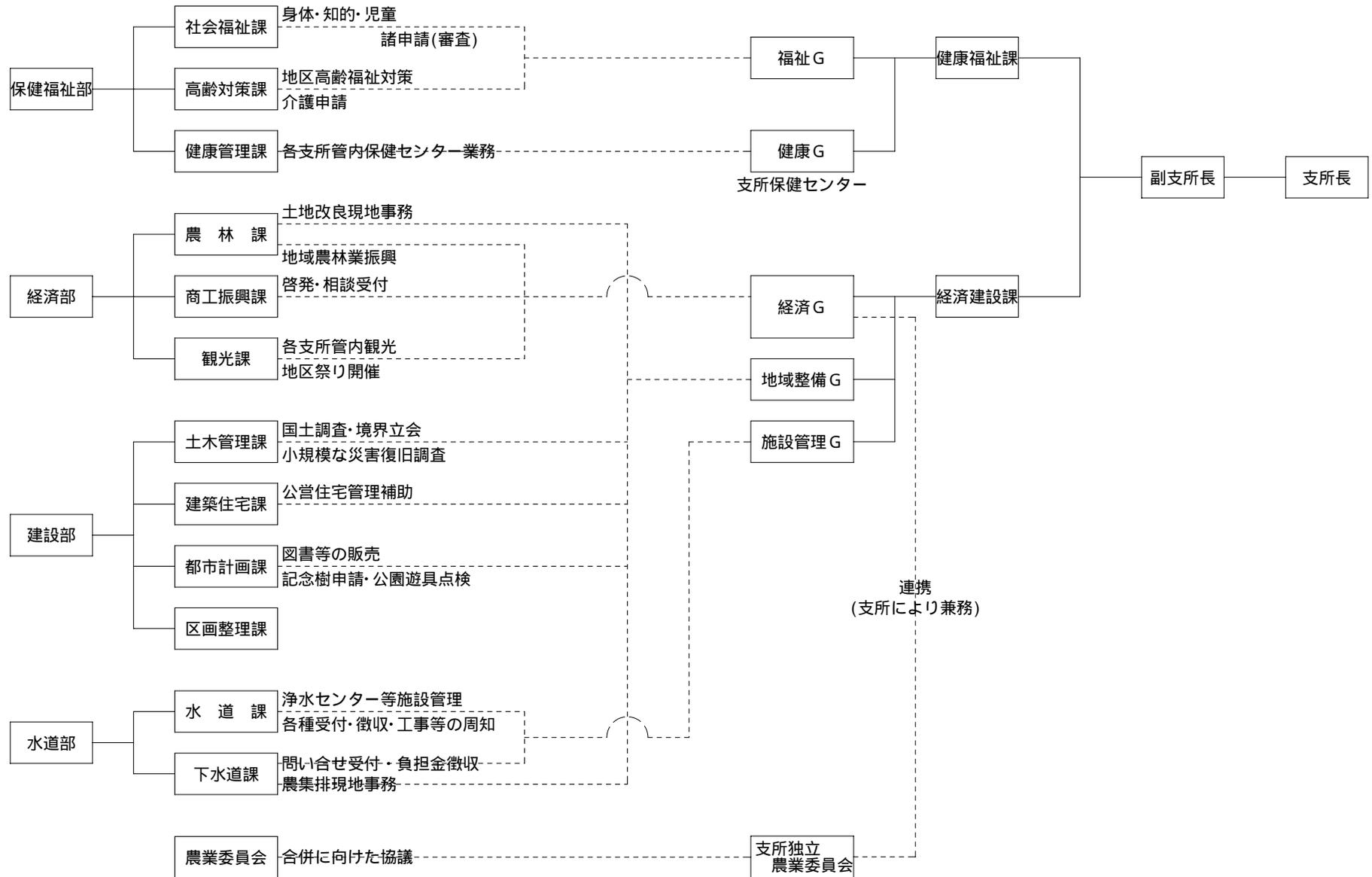




【図3】本庁、支所の関係図



《本庁、支所の関係図抜粋》



県内事例における支所の規模等

(1) 伊勢崎市

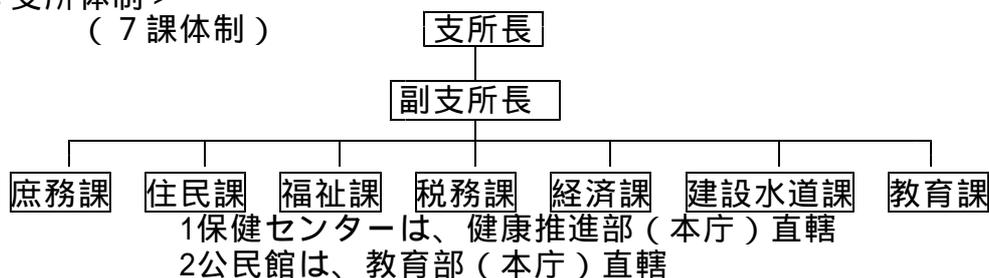
類似団体別市町村財政指標に基づく分類

- 3 人口規模 13万人～23万人
産業構造 2,3次産業 85～95%
3次産業 55%未満

支所等区域	人口(人)	面積(km ²)
本 庁(伊勢崎市)	134,068	65.17
赤 堀 支所	19,113	24.38
あずま 支所	22,657	18.52
境 支所	31,562	31.26
合 計	207,400	139.33

< 支所体制 >

(7 課体制)



(2) 前橋市

類似団体別市町村財政指標に基づく分類

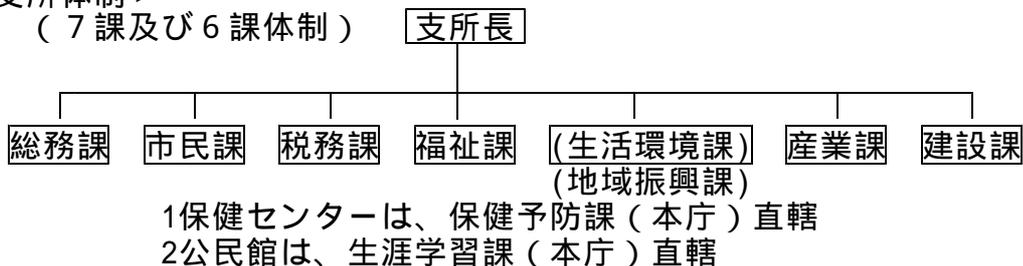
- 3 人口規模 23万人～43万人
産業構造 2,3次産業 85～95%
3次産業 55%超

支所等区域	人口(人)	面積(km ²)
本 庁(前橋市)	284,155	147.34
大 胡 支所	16,461	19.76
宮 城 支所	8,336	48.15
粕 川 支所	11,478	25.97
合 計	320,430	241.22

(7 課体制)
(7 課体制)
(6 課体制)

< 支所体制 >

(7 課及び 6 課体制)



県外事例における支所の規模等

(1) 山梨県南アルプス市

類似団体別市町村財政指標に基づく分類

- 2 人口規模 5.5万人～8万人
産業構造 2、3次産業 85～95%
3次産業 55%未満

支所等区域	人口(人)	面積(km ²)
本庁(櫛形支所)	18,920	42.65
八田支所	7,016	8.34
白根支所	19,247	39.25
芦安支所	613	147.71
若草支所	11,105	10.82
甲西支所	13,215	15.99
合計	70,116	264.76

< 支所体制 >

(4課1事務所体制)



(2) 新潟県阿賀野市

類似団体別市町村財政指標に基づく分類

- 2 人口規模 3.5万人～5.5万人
産業構造 2、3次産業 85～95%
3次産業 55%未満

支所等区域	人口(人)	面積(km ²)
本庁(水原町)	20,457	38.75
安田支所	10,518	40.91
京ヶ瀬支所	8,096	25.56
笹神支所	9,385	87.50
合計	48,456	192.72

< 支所体制 >

(3担当体制)



< 参考 > 渋川市の支所の規模等

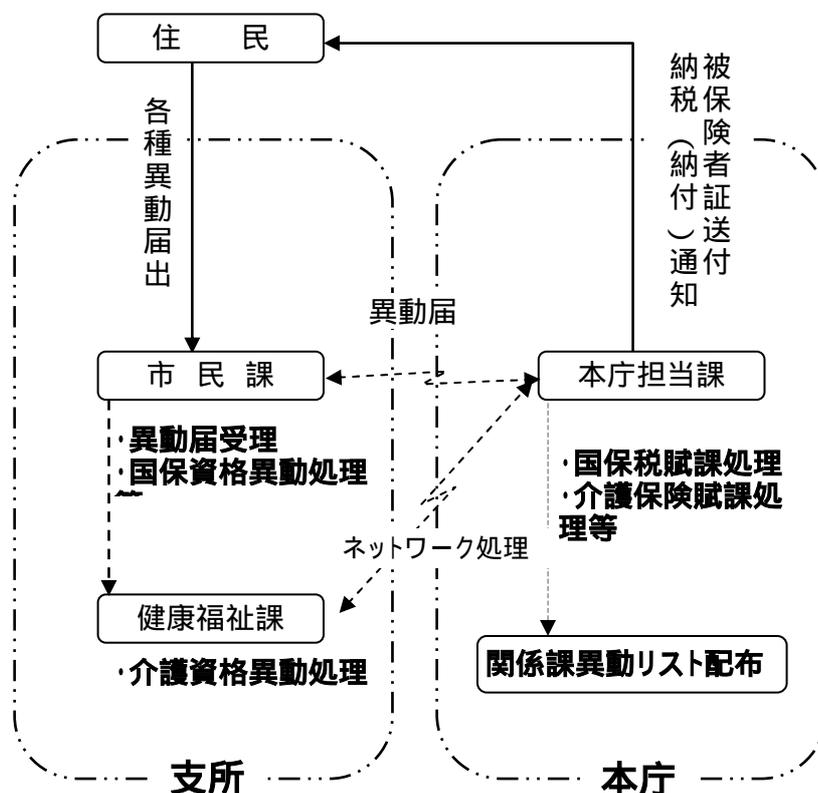
類似団体別市町村財政指標に基づく分類

- 3 人口規模 8万人～13万人
産業構造 2、3次産業 85～95%
3次産業 55%超

支所等区域	人口(人)	面積(km ²)
本庁(渋川市)	48,761	51.59
伊香保総合支所	4,077	22.32
小野上総合支所	2,140	28.36
子持総合支所	11,961	40.97
赤城総合支所	12,555	78.29
北橘総合支所	10,301	18.89
合計	89,795	240.42

主な支所業務の手続きフロー

図 転入、転出等住民異動届及び関連業務



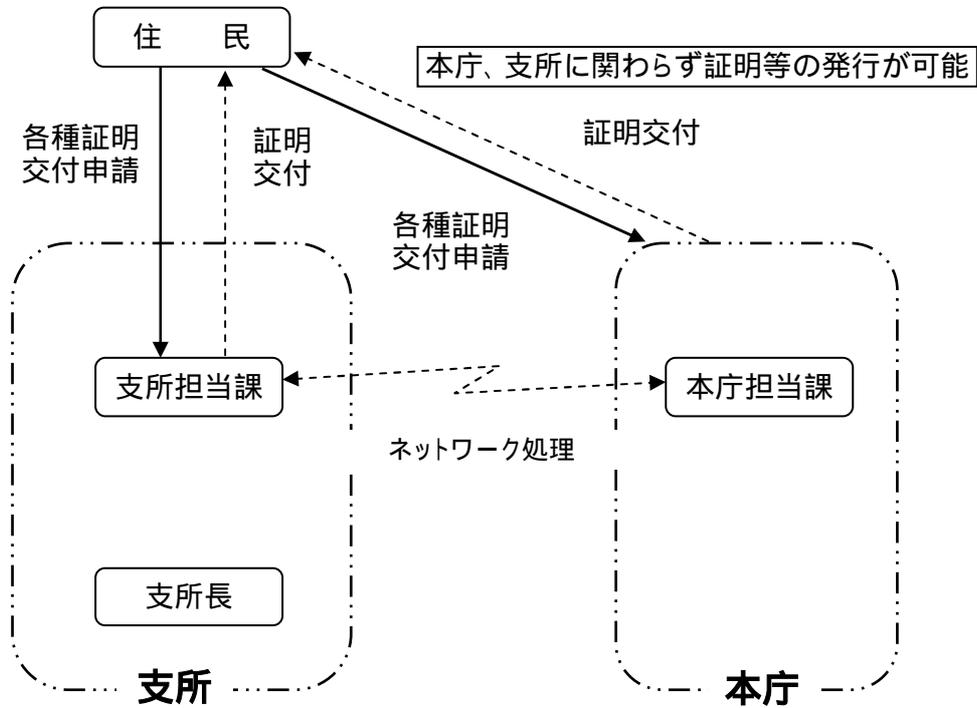
支所業務

1. 戸籍、住民基本台帳に係る各種異動届けの受理(転入、転出、死亡、その他)
2. 国民健康保険、介護保険等の資格異動処理(ネットワークを介し本庁サーバーへ)

本庁業務

1. 住民記録、国民健康保険、介護保険等の資格管理
2. 国民健康保険、介護保険等の賦課処理、納税通知発送
3. 国民健康保険、介護保険等の被保険者証交付

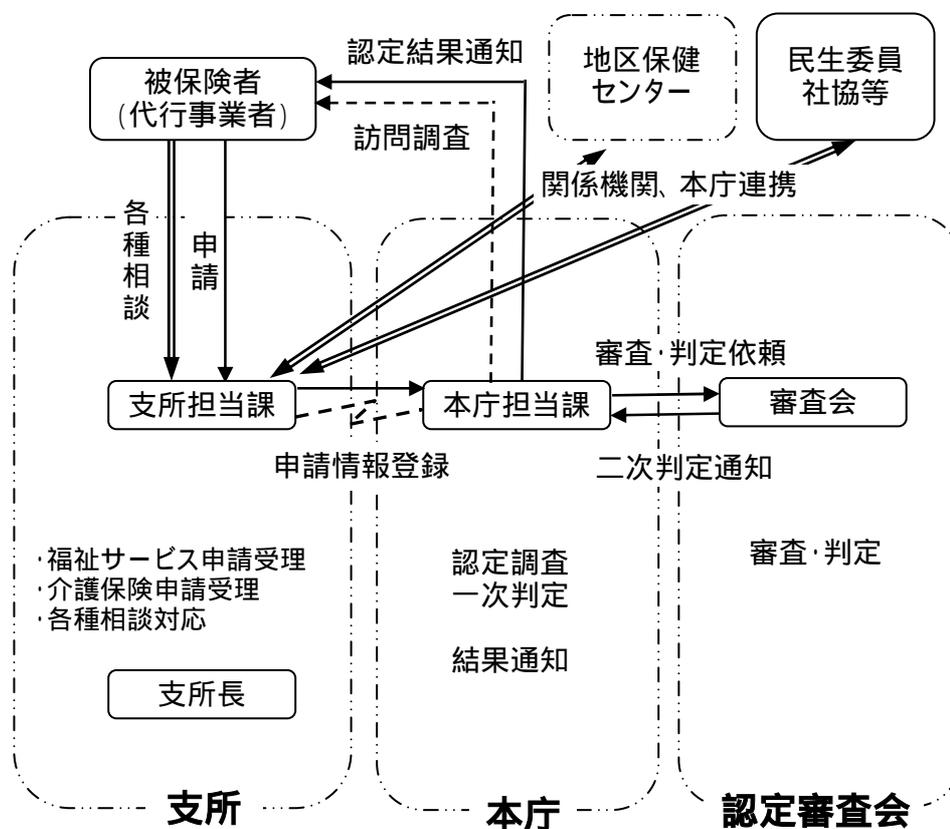
図 住民票・戸籍等諸証明及び税証明交付関係



支所業務

1. 住民票及び戸籍等に関連する各種証明及び税に関する各種証明は、住民の住所地に関わらず、本庁または支所いずれでも交付を行う
(全ての証明に対応できるかについては、分科会等で今後調整)
2. 一般的な税に関する相談業務等は支所に対応
3. 課税上の問題、苦情処理等は本庁と連携し対応

図 介護保険要介護認定申請、福祉サービス利用相談等



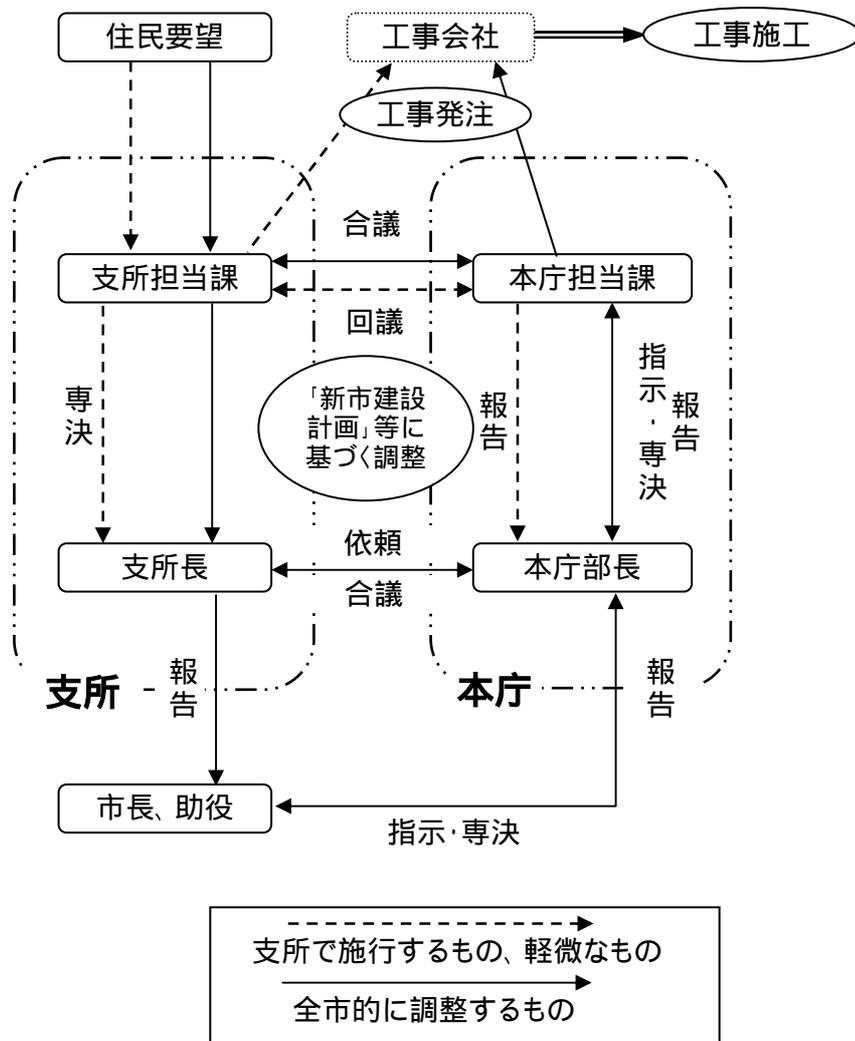
支所業務1 (保健福祉総合相談)

1. 保健・福祉に関する総合相談業務
 - (1) 各種サービスの紹介、必要手続き等の説明
2. 関係機関等連絡調整
3. 必要に応じ、各種福祉サービスの申請、介護保険要介護認定申請等受付

支所業務2 (介護保険関係)

1. 介護サービス、一般福祉サービス等に関する相談
2. 介護保険要介護認定申請受理
 - (1) 被保険者証預かり
 - (2) 主治医等聞き取り、調査希望日等確認
 - (3) 事務処理システム登録(ネットワークを介し本庁サーバーへ)
3. 訪問調査等の本庁業務支援

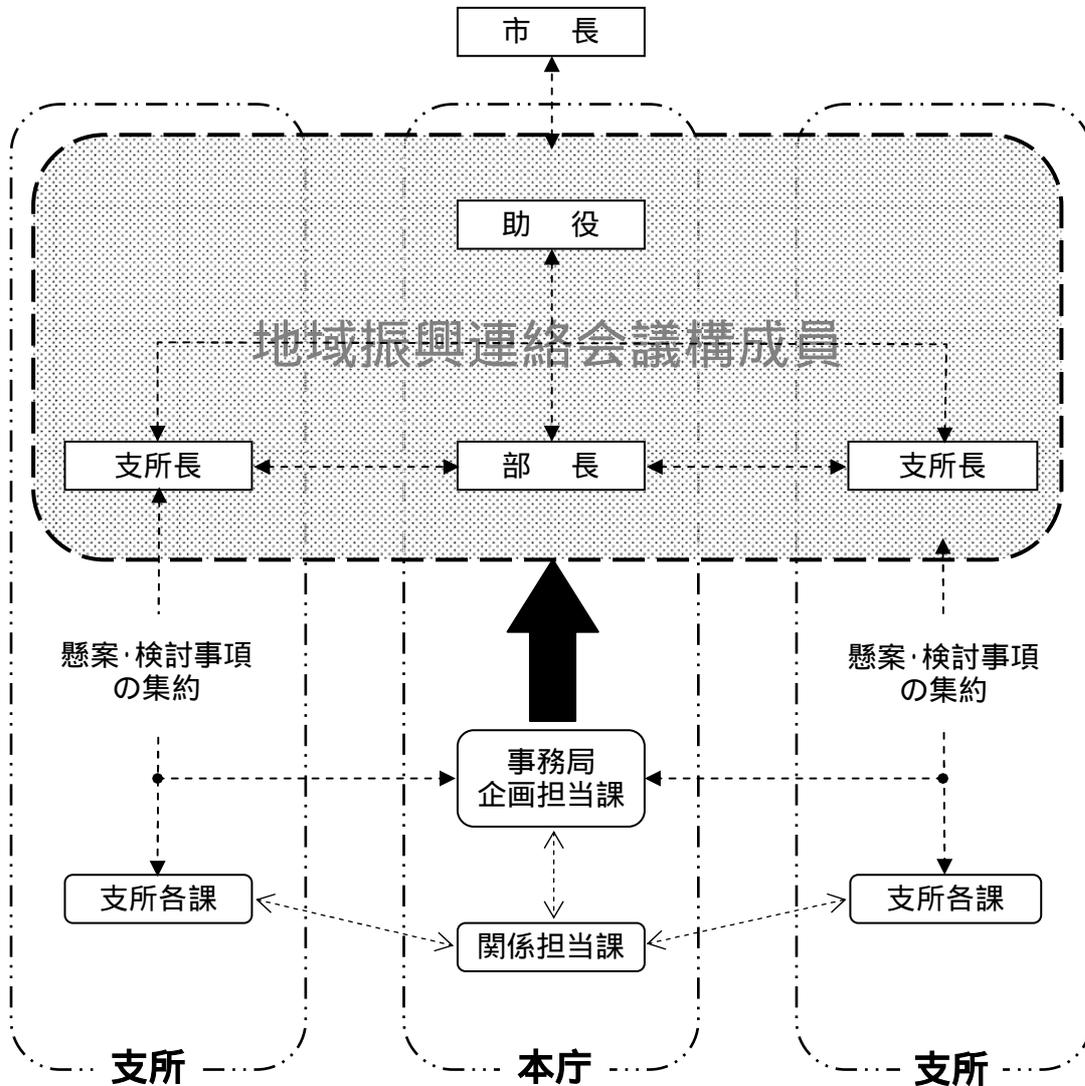
図 道路整備計画、維持補修等



住民要望等に対する対応

1. 地域全体の道路整備については、各地区の要望及び「新市建設計画」に基づき本庁・支所の連携を図り、支所単独で実施するもの、本庁道路主管課が実施するもの等の調整を行う（他のハード事業についても同様な対応）
2. 道路の維持・補修等軽微な工事については、迅速な対応が求められることから原則、支所権限で工事等を実施する

図 地域振興連絡会議(仮称)

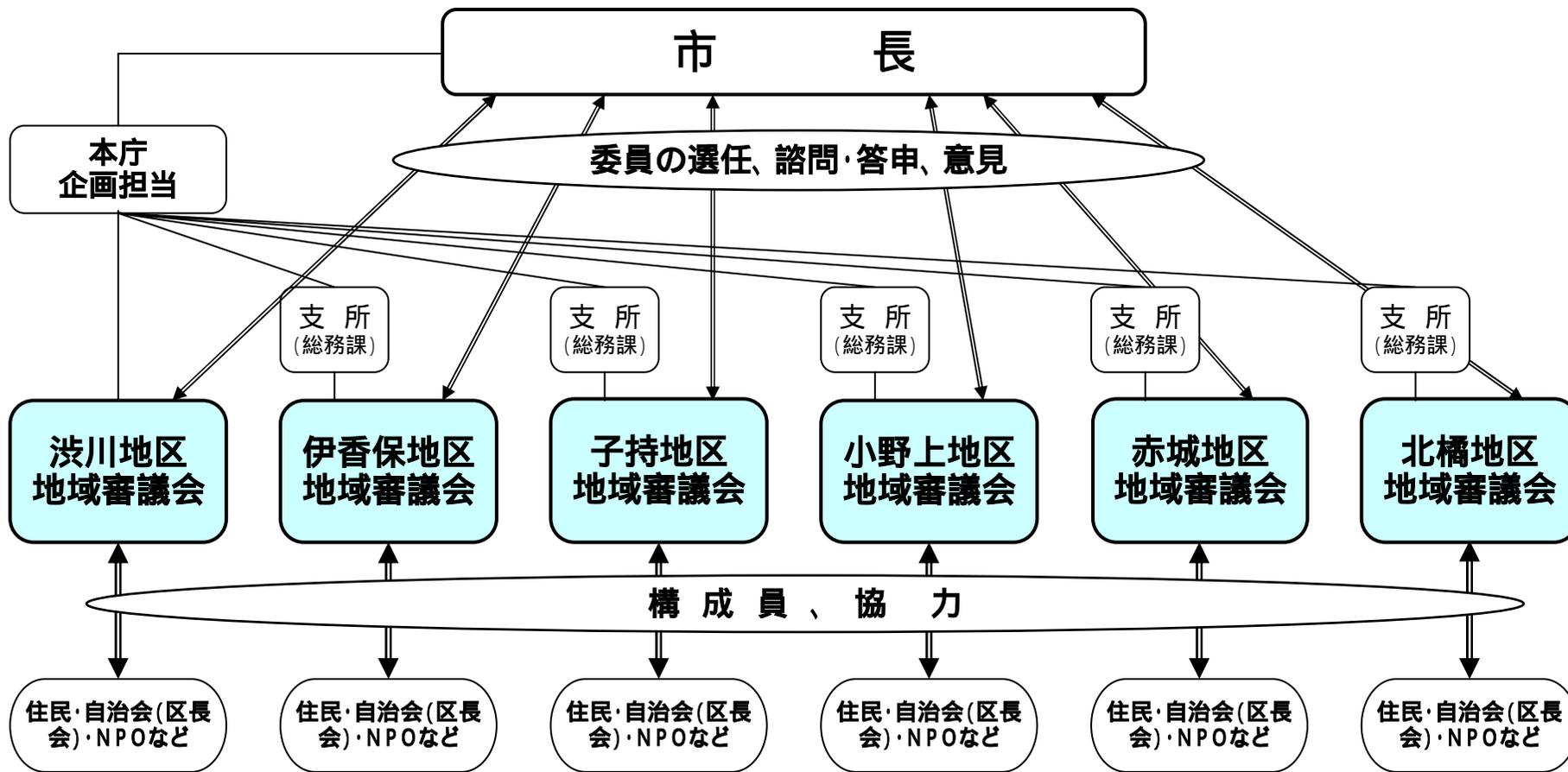


会議設置の目的等

1. 新市の一体性の確保、各支所管内における諸問題の検討・調整、及び新市建設計画の進捗状況確認等のために支所横断的な地域振興連絡会議(仮称)を設置
2. 地域振興連絡会議(仮称)は、助役を議長に、本庁の各部長及び各支所長を構成員とし、事務局は合併推進課が所管する

図 地域審議会のイメージ

合併による行政区域の拡大に伴う地域住民意見の行政への反映や、新市の一体的なまちづくりと均衡ある発展を推進するため、現在の6市町村の区域ごとに地域審議会を設置する。



<p>地域審議会の概要</p> <p>1. 審議会の所掌事務</p> <p>(1) 新市建設計画の変更に関すること</p> <p>(2) 新市建設計画の執行状況に関すること</p> <p>(3) その他市長が認めること</p>	<p>2. 審議会の委員</p> <p>20名以内で市長が任命を行う</p> <p>3. 会議</p> <p>(1) 会議は毎年度開催</p> <p>(2) 審議会委員の4分の1以上の者から会議招集の要求があった場合、市長は会議を招集</p>	<p>4. 審議会の庶務</p> <p>(1) 審議会の庶務は、審議会ごとに、対象区域の支所に置く</p> <p>(2) 各審議会の庶務の調整は本庁の企画担当部署が処理</p>
--	---	--